

平成 29 年度若者によるえひめ未来創造事業の企画提案募集要領

1 趣旨

少子化や未婚化・晩婚化が進んでおり、その要因としては、若い世代が将来、家庭を持つこと、親になること等を意識する機会がないといった問題が指摘されています。

そこで、近い将来、親になる可能性のある若年層を対象に、自らのライフデザインをはじめ愛媛県の少子化問題を考え、結婚や子育て等をイメージする機会を提供するとともに、あらゆる世代の子育てに温かい地域社会の実現及び機運の醸成を目指した取組みを促進するため、「若者によるえひめ未来創造事業」を実施します。

つきましては、県内で子育て支援や仕事と家庭生活の両立支援活動等を行う企業・団体等から企画提案を募集します。

2 企画提案の募集から契約締結までの手順

一定の資格要件に該当する企業・団体等から、公募により委託事業に関する企画提案を受け、別途設置する選考委員会において審査を行い、最も優れた提案内容であると認められた者と協議・調整を行ったうえで、委託契約を締結します。

3 委託事業の内容

(1) 委託事業名

平成 29 年度若者によるえひめ未来創造事業

(2) 委託期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(3) 事業の内容

若い世代が、生命を次代に伝え育んでいくことの大切さと家庭を築くことの意義について理解を深められるよう、学生を対象に次の①から③の事業を実施する。(詳細は別紙仕様書のとおり)

① 「えひめ若者しゃべり場会議」(仮称)の開催

ア 様々なキャリアを持った社会人や外部講師を大学等へ派遣し講義を行った後、講義を踏まえて、学生同士のディスカッションを行い、愛媛県の少子化問題等に関する意見を今後の県の施策の参考とする。

イ Web サイトを構築し、本活動内容を情報発信・情報共有することで、講座に参加できない学生にも愛媛県の少子化問題を考える機会を提供するとともに、先進事例として「安心して生み育てることができる愛媛県」のPRにつなげる。

② 「地域子育て交流サロン」(仮称)の運営事業

上記①の講座に参加した学生等が中心となり、地域の中高生も含め、子育て世帯と直接交流する場を企画・運営する。

③ 地域社会への情報発信

上記①及び②の活動記録のほか、愛媛県の子育てを取り巻く環境に関する課題や、事業に参画した学生の気づき等を取りまとめ、広く社会に発信する。

(4) 委託料の上限額

6,192 千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

4 企画提案の応募資格

愛媛県内に事務所及び活動場所を有し、子育て支援や仕事と家庭の両立支援を目的として活動を行っている特定非営利活動法人又は非営利の民間任意団体（ボランティア団体、市民活動団体等）、子育て支援の事業実績を有する企業・団体等で、次の基準を全て満たすことを要件とします。

- (1) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）が定められていること。
- (2) 予算・決算を適正に行っていること。
- (3) 原則として、愛媛県内で1年以上継続して活動していること。
- (4) 暴力団、あるいは宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

5 応募手続

(1) 提出書類

- ① 平成29年度若者によるえひめ未来創造事業応募申込書
- ② 企画提案書
- ③ 収支予算書
- ④ 類似・関連事業の実績
- ⑤ 総括責任者・運営管理体制

(2) 提出部数

正本1部、副本4部（副本は正本の複写で可）

(3) 提出期間

平成29年4月19日（水）～平成29年4月26日（水）までの執務時間中（月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで）とします。

(4) 提出方法

直接持参又は郵送してください。

(5) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課

(6) 留意事項

- ① 応募申込に要する費用は、応募者の負担とします。
- ② 提出された書類は返却しません。
- ③ 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めません。ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。
- ④ 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

選考委員会において、提出された企画提案書により審査・評価を行い、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定します。

なお、審査に当たっては、書類審査のほかヒアリングを実施する場合があります。

【選考委員会の構成】

保健福祉部生きがい推進局子育て支援課長
県民環境部県民生活局男女参画・県民協働課長
県民環境部県民生活局人権対策課長
教育委員会指導部高校教育課指導主事

(2) 審査基準

実施予定団体の選考は、次に掲げる項目を総合的に評価して行うものとします。

評価項目		評価の着眼点	配点
事業 実施 能力	事業遂行能力	・事業が遂行可能な人員体制が確保されており、業務の管理体制は適切か。 ・県と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか。	10
	同種業務の実績	・同種業務の実績とその内容、成果はどうか。	10
企画 提案 内容	事業全般	・事業の目的を十分に理解した提案であるか。 ・連携先となる大学等と事前協議を行い、協力を得られる体制となっているか。 ・事業に関し、十分な知識・知見を有しているか。	15
	事業計画性	・人員やスケジュールから、目的達成が可能であるか。	10
	事業有効性	・効果的な事業展開が可能であるか。 ・事業の周知方法は適当であるか。	15
	事業妥当性	・事業目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。	10
	独自提案	・事業効果を高めるための独自の提案がなされているか。また、その内容は現実的かつ妥当なものか。	15
総合評価		・事業実施団体としての適性はあるか。 ・事業実施を通じて、大学等の連携体制が構築され、地域全体で結婚や子育てを支援する環境整備が図れるか。 ・事業終了後も、大学等と連携するなどして学生の支援活動に携わることができるか。 ・多様な生き方があることを踏まえ、特定の価値観の押しつけとならないよう配慮されているか。 (例：講義テーマの偏りがないか 等)	15
合計			100

(3) 審査結果

審査対象となった提案の応募者に対し、審査結果を書面で通知します。

なお、審査内容については公表しません。また、審査結果についての異議申し立ても認めません。

7 委託契約の締結

- (1) 契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結します。その際、協議等の結果に基づ

き、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

- (2) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとします。

8 応募に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ方法

電話、ファクシミリ、電子メール又は文書で問い合わせてください。

- (2) 問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課子育て支援企画係

電話 089-912-2413、FAX089-912-2409、電子メール kosodate@pref.ehime.lg.jp

ただし、書類の具体的な記載内容及び審査基準に関する問い合わせについては、受け付けできません。